

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
『ミス沖縄』派遣時における安全管理マニュアル（別添資料）

沖縄観光親善使節ミス沖縄が安全に業務を遂行できるよう、ミス沖縄の派遣時における危機に対する安全管理について、下記のとおり定める。

ミス沖縄に対する危機（危害）とは

ミス沖縄派遣時のイベント会場内外において、ミス沖縄が身体的・精神的被害を受けること、または被害を受ける恐れがあり業務を安全かつ円滑に遂行できないことをいう。

具体的な事例：

- (1) イベント会場ブースにて観光 PR をしている際に、刃物を持った不審者が近づいてきた。
- (2) 街頭にて観光宣伝物を配布している際に、泥酔した人物が近寄ってきて、身体に触れる等のいやがらせ行為をしてきた。
- (3) イベント会場にて、スカートの中を盗撮された。
- (4) イベント会場にて記念撮影時に、一般客からポーズを求められ、断ったが、その後もしつこく接触を図ってきた。
- (5) 事前に不審者がいるとの情報をつかんでおり、被害を受ける恐れがある。
- (6) ストーカー規制法の規制の対象となる行為

【担当者の対応方法について】

1. 県外派遣時の移動

① 出発地→到着地

担当者は、出発地→到着地まで同行することが望ましいが、前後のスケジュール等でやむをえず同行できない場合は、到着地空港にてピックアップすること。

また、県外からの派遣依頼等で、那覇空港から同行することが出来ない場合も、到着地空港にてピックアップすること。

② 派遣地での移動

原則、同行すること。

※業務終了後は宿泊先まで責任を持って同行すること。

- ③ 派遣地空港→那覇空港
往路と同じ対応とする。

2. 海外派遣時の移動

- ① 原則、全行程を同行すること。

3. 業務時のアテンド

- ① 不特定多数の一般客等との接触があるイベント等で PR を行う場合は、有事の際にすぐに対応できる距離に職員を配置し、想定される危険に対し、予め適切な危機管理対策をとること。
- ② 不審者が接触を図ってきた場合や、危害を加えられる恐れのある場合は、担当者は、直ちにミス沖縄の安全を確保すること。
- ③ 一般客等との接触によって、実際に危険が予知された、または発生した場合は、(別表-1)に定める危機管理レベルに応じた対応をとること。

4. 従事内容について

- ① ミス沖縄の役割を明確にし、長時間の対応を避けること。
(拘束時間が長時間に及ぶ場合は、適宜、休憩を入れる等し、安全かつ効率よく業務を遂行できるよう気を配ること)
- ② 申請者は事前に申請書と合わせて実施概要及び業務スケジュールを提出すること。

5. その他

- ① 業務終了後、懇親会等へ出席する必要がある場合は、案件ごとに事務局にて判断する。

以上の適切な措置が取られていない場合は、ミス沖縄事務局は催事期間であってもミス沖縄の派遣を中止することが出来る。

6. 実際に危害を加えられた場合の対応について

実際に危害を加えられる恐れのある時、または実際に被害を受けた場合は、(別表-1)を参考にしながら、下記の通り対応すること。

① 状況把握・安全確保

- ・イベント会場内に凶器を持った人間が侵入するなど、危害を加える恐れがある場合には、

直ちにミス沖縄を待避させ、担当者は周囲に大声で危険を知らせる。

- ・危機の通報を受けた、または察知した担当者は、速やかに警察（110 番）へ通報して出動を依頼し、OCVB 本社及びミス沖縄事務局まで連絡をする。

- ・ミス沖縄を避難させた後は、警察官が到着するまで不審者には近づかないようにし、やむを得ず対応する場合は、傘や椅子などの身近な物で不審者の行動を抑止しながら複数で取り囲み、警察官の到着を待つ。

②被害状況の確認

ミス沖縄が負傷した場合には、担当者は、負傷の部位・程度や周囲の状況等を把握し、直ちに救急車（119 番）の出動を要請するとともに、応急手当を施す。

※但し、主催者が作成した、イベント実施計画書等で、緊急時の対応について定められている場合は、その計画書等で示された対応を優先する。

7. 危機管理レベル判定（別表-1 参照）

現場担当者は危機管理レベルの判定を行い、その後の対応（イベント中止など）を検討すること。

危機管理レベル（別表-1）

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
対応	警戒	要警戒	危害を加えられる恐れのある業務の中止	派遣中止※3
具体的行動	イベント責任者への報告	アテンド職員の増員	安全な場所へ退避させる	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置 ・救急車の出動要請 ・警察への連絡
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に不審者がいるとの情報をつかんだ ・会場内で不審な行動をする者を発見した 	<ul style="list-style-type: none"> ・手に不審物※1を所持し不自然な行動をとっているものを発見した ・不審者が接触を図ってきた ・接触を図ってきた際に不審な言動が見受けられた <p>※2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手に不審物を所持しており危害を加えられる恐れがあるが、危害はまだ発生していない ・レベル 2 の状況が複数回確認された 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に危害は加えられてはいないが不審者が暴れている 不審者の行動により実際に危害を加えられた

※1 不審物とは、刃物、工具等の凶器となる恐れのある物、または凶器ではないが、精神的ダメージを与えるもの。

※2 レベル 2 の時点において、人員不足等により職員の増員が図れない場合は、レベル 3 に引き上げ、対応する。

※3 派遣中止の判断は事例に基づき現場責任者が行い、直ちに OCVB 及びミス沖縄事務局まで報告すること。